

セーフティネット保証 5号の概要

1. 制度概要

- 全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

2. 対象中小企業者

- ① 指定業種に属する事業（以下、「指定事業」という。）を行っており、最近3か月の指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占め、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少していること。
- ② 創業者等であって指定事業を行っており、最近1か月の指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占め、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高等がその直前3か月と比較して5%以上減少していること。
- ③ 指定事業を行っており、最近1か月の指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占め、かつ、（1）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（2）指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること、（3）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。
- ④ 指定事業を行っており、最近3か月の指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の5%以上を占め、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

3. 内容

- ① 対象資金：経営安定資金
- ② 保証割合：80%保証
- ③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠）→

【一般保証限度額】	
普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内
【別枠保証限度額】	
普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内
- ④ 保証人：原則第三者保証人は不要

4. 指定業種（令和7年12月現在）

- ・ 水産缶詰・瓶詰製造業
- ・ 冷凍水産物製造業
- ・ 冷凍水産食品製造業
- ・ その他の水産食料品製造業
- ・ 生鮮魚介卸売業
- ・ 鮮魚小売業
- 等